

## 令和5年第6回高松市議会定例会提出予定議案

### 1 令和5年度高松市一般会計補正予算（第7号）

現計予算額	175,725,612千円
補正額	2,369,047千円
補正後	178,094,659千円

### 2 令和5年度高松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	41,422,645千円
補正額	56,687千円
補正後	41,479,332千円

### 3 令和5年度高松市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	43,161,166千円
補正額	39,242千円
補正後	43,200,408千円

### 4 令和5年度高松市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

現計予算額	22,395,263千円
補正額	2,886,527千円
補正後	25,281,790千円

### 5 令和5年度高松市卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）

現計予算額	1,557,613千円
補正額	64千円
補正後	1,557,677千円

### 6 令和5年度高松市病院事業会計補正予算（第1号）

現計予算額	12,265,658千円
補正額	△19,000千円
補正後	12,246,658千円

### 7 令和5年度高松市下水道事業会計補正予算（第3号）

現計予算額	21,098,202千円
補正額	101,492千円
補正後	21,199,694千円

## 8 高松市コミュニティセンター条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

地域コミュニティ協議会が取り組む地域のまちづくりの拠点を、その地域のまちづくり活動の場である高松市コミュニティセンターに置くものであることを明確にする等のため、改正するもの

- (1) 地域コミュニティ協議会が取り組む地域のまちづくりの拠点を高松市コミュニティセンターに置くものであることを明確にするもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

## 9 高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 引用条項の整備をするもの

## 10 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部改正について

市長等の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 令和5年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
--	-----	-----

6月期	100分の165	→ 100分の165
-----	----------	------------

12月期	100分の165	→ 100分の175 (100分の10)
------	----------	----------------------

年 間	100分の330	→ 100分の340 (100分の10)
-----	----------	----------------------

- (2) 令和6年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行	改正後
--	-----	-----

6月期	100分の165	→ 100分の170 (100分の5)
-----	----------	---------------------

12月期	100分の175	→ 100分の170 (△100分の5)
------	----------	----------------------

年 間	100分の340	→ 100分の340
-----	----------	------------

- (3) 所要の規定整備をするもの

〔公布の日から施行  
(1)はR5. 12. 1  
から適用  
(2)はR6. 4. 1か  
ら施行〕

## 11 高松市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

高松市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、改正するもの

- (1) 令和5年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

〔公布の日から施行  
(1)はR5.12.1  
から適用  
(2)はR6.4.1か  
ら施行〕

	現 行		改正後
6月期	100分の165	→	100分の165
12月期	100分の165	→	100分の175 (100分の10)
年 間	100分の330	→	100分の340 (100分の10)

- (2) 令和6年度からの期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の165	→	100分の170 (100分の5)
12月期	100分の175	→	100分の170 (△100分の5)
年 間	100分の340	→	100分の340

- (3) 所要の規定整備をするもの

## 12 高松市職員退職手当基金条例の制定について

定年の段階的な引上げ期間中においては、原則として2年に一度は

定年退職者が生じず、高松市職員退職手当支給条例の規定に基づく退職手当の支給に要する経費は年度間で大幅な増減が見込まれることに鑑み、当該経費の財源として安定的に確保し、活用する高松市職員退職手当基金を設置するため、制定するもの

〔公布の日から施行〕

- (1) 設置について定めるもの
- (2) 基金の積立額について定めるもの
- (3) 管理について定めるもの
- (4) 運用益金の処理について定めるもの
- (5) 繰替運用について定めるもの
- (6) 処分について定めるもの
- (7) 委任について定めるもの

### 13 高松市職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給料等について人事院勧告に準拠して改定し、及び会計年度任用職員の給料等について職員の改定内容に鑑み改定する等のため、改正するもの

#### (1) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を引上げ改定するもの

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに係る初任給調整手当の限度額を次のとおり改定するもの

公布の日から施行

(1)ア・イ、(4)ア、(6)アは公布の日から施行し、R5.4.1から適用

(1)ウ・エ、(4)イ、(6)イは公布の日から施行し、R5.12.1から適用

(6)ア(令和5年12月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員(1号会計年度任用職員にあっては、月額で報酬を定める者に限る。)又は令和5年12月1日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第21条第1項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第2条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員を除く。)はR6.1.1から施行

(2)、(5)、(7)、(8)はR6.4.1から施行

	現 行		改定後
月額	414,800円	→	415,600円

ウ 令和5年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の120	→	100分の120
12月期	100分の120	→	100分の125 (100分の5)
年間	100分の240	→	100分の245 (100分の5)

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行		改正後
6月期	100分の67.5	→	100分の67.5
12月期	100分の67.5	→	100分の70 (100分の2.5)
年間	100分の135	→	100分の137.5 (100分の2.5)

エ 令和5年12月期の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の100	→ 100分の100
12月期	100分の100	→ 100分の105 (100分の5)
年 間	100分の200	→ 100分の205 (100分の5)

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の47.5	→ 100分の47.5
12月期	100分の47.5	→ 100分の50 (100分の2.5)
年 間	100分の95	→ 100分の97.5 (100分の2.5)

(2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに係る初任給調整手当の限度額を次のとおり改定し、その支給期間を15年以内から20年以内に延長するもの

	現 行	改正後
月額	55,000円	→ 60,000円

イ 令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の120	→ 100分の122.5 (100分の2.5)
12月期	100分の125	→ 100分の122.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の245	→ 100分の245

(定年前再任用短時間勤務職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の67.5	→ 100分の68.75 (100分の1.25)
12月期	100分の70	→ 100分の68.75 (△100分の1.25)
年 間	100分の137.5	→ 100分の137.5

ウ 令和6年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり改定するもの  
(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

	現 行	改正後
6月期	100分の100	→ 100分の102.5 (100分の2.5)
12月期	100分の105	→ 100分の102.5 (△100分の2.5)
年 間	100分の205	→ 100分の205

(定年前再任用短時間勤務職員)

現 行 改正後  
6月期 100分の47.5 → 100分の48.75 (100分の1.25)  
12月期 100分の50 → 100分の48.75 (△100分の1.25)  
年 間 100分の97.5 → 100分の97.5

(3) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更するもの
- イ 引用条項の整備をするもの
- ウ 所要の規定整備をするもの

(4) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

- ア 給料表を次のとおり引上げ改定するもの

現 行			改正後	
号給	給料月額		号給	給料月額
1	376,000円	→	1	380,000円
2	422,000円	→	2	427,000円
3	472,000円	→	3	477,000円
4	533,000円	→	4	539,000円
5	608,000円	→	5	615,000円
6	710,000円	→	6	718,000円
7	830,000円	→	7	839,000円

- イ 令和5年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行 改正後  
6月期 100分の165 → 100分の165  
12月期 100分の165 → 100分の175 (100分の10)  
年 間 100分の330 → 100分の340 (100分の10)

(5) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

- 令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

現 行 改正後  
6月期 100分の165 → 100分の170 (100分の5)  
12月期 100分の175 → 100分の170 (△100分の5)  
年 間 100分の340 → 100分の340

(6) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ア 給料表を引上げ改定するもの

イ 令和5年12月期の期末手当の支給割合を次のとおり改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の132.5	→	100分の132.5
12月期	100分の132.5	→	100分の137.5 (100分の5)
年 間	100分の265	→	100分の270 (100分の5)

(7) 高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

ア 令和6年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり定年前再任用短時間勤務職員以外の職員と同じ支給割合に改定するもの

	現 行		改正後
6月期	100分の132.5	→	100分の122.5 (△100分の10)
12月期	100分の137.5	→	100分の122.5 (△100分の15)
年 間	100分の270	→	100分の245 (△100分の25)

イ 令和6年6月期以降の勤勉手当の支給割合を次のとおり定年前再任用短時間勤務職員以外の職員と同じ支給割合に定めるもの

6月期	100分の102.5
12月期	100分の102.5
年 間	100分の205

ウ 会計年度任用職員の給与に、勤勉手当を加えるもの

エ 会計年度任用職員のうち、単純な労務に雇用される者の給与の種類に、勤勉手当を加えるもの

オ 所要の規定整備をするもの

(8) 高松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当を支給する育児休業をしている職員に会計年度任用職員を含むこととするもの

イ 所要の規定整備をするもの

## 14 高松市事務分掌条例の一部改正について

[R6.4.1から施行]

組織機構の見直しに伴い、改正するもの

(1) 高松市事務分掌条例の一部改正

ア 局の再編に伴い、市民政策局を廃止し、政策局及び市民局を新設するもの

イ アに伴い、政策局の分掌事務を定めるもの

ウ アに伴い、総務局の分掌事務を見直すもの

エ アに伴い、市民局の分掌事務を定めるもの

(2) 高松市自治推進審議会条例の一部改正

ア (1)アに伴い、高松市自治推進審議会の庶務は、政策局において行うものとするもの

(3) 高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

ア (1)アに伴い、高松市空家等対策協議会の庶務は、市民局において行うものとするもの

15 高松市手話言語及び障害のある人のコミュニケーション手段に関する条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正を踏まえ、事業者の役割を見直すため、改正するもの

- (1) 事業者（市民活動団体を含む。）による合理的な配慮について努力義務から義務へと見直すもの
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の改正内容を踏まえ、市民活動団体は事業者を含むこととし、及び所要の規定整備をするもの

16 高松市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 手当の種類のうち、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更するもの
- (2) 引用条項の整備をするもの

17 高松市立学校会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

高松市立学校の会計年度任用職員の給料について香川県人事委員会勧告に鑑み改定する等のため、改正するもの

- (1) 給料表を引上げ改定するもの
- (2) 会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるもの
- (3) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給については、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年高松市条例第24号）の適用を受ける職員の例によることとするもの

〔公布の日から施行し、R 5. 4. 1から適用  
(1)（令和5年12月に期末手当の支給を受ける会計年度任用職員又は令和5年12月1日において、高松市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第21条第1項において準用する高松市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第2条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員を除く。）はR 6. 1. 1から施行  
(2)、(3)はR 6. 4. 1から施行〕

## 18 高松市就学等支援基金条例の制定について

〔公布の日から施行〕

児童、生徒等の就学、入学その他修学に対する支援に活用する高松市就学等支援基金を設置するため、制定するもの

- (1) 基金の設置について定めるもの
- (2) 基金の積立額について定めるもの
- (3) 管理について定めるもの
- (4) 運用益金の処理について定めるもの
- (5) 繰替運用について定めるもの
- (6) 処分について定めるもの
- (7) 委任について定めるもの

## 19 高松市ふれあい創作館条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1 から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市ふれあい創作館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 研修室等の使用料の額を改定するもの

ア 第1研修室

現 行		改定後
200円	→	130円

イ 研修室及び会議室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている使用料は徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

- (2) 陶芸室の使用料の額を改定するもの

ア

現 行			改定後	
午前9時から正午まで	620円	→	750円	
午後1時から午後5時まで	830円	→	1,000円	
午後6時から午後10時まで	830円	→	1,000円	
午前9時から午後5時まで	1,450円	→	1,750円	
午後1時から午後10時まで	1,660円	→	2,000円	
午前9時から午後10時まで	2,280円	→	2,750円	

イ 陶芸室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている使用料は徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

- (3) 所要の規定整備をするもの

## 20 高松市生涯学習センター条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市生涯学習センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 多目的ホール等使用料の額を改定するもの  
(2) 1日当たりの市民ギャラリーの使用料の額を改定するもの

現 行		改定後
4, 0 6 0 円	→	6, 0 9 0 円

- (3) 冷暖房装置使用料の額を定める規定を削るもの

## 21 高松市就学指導委員会条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1から施行〕

特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒について実施する早期からの一貫した教育支援をさらに充実したものとする体制を整備するため、改正するもの

- (1) 高松市就学指導委員会条例の一部改正
- ア 高松市就学指導委員会の名称を高松市教育支援委員会に変更するもの
  - イ 委員会設置の目的と所掌事項について、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する早期からの一貫した教育支援に変更するもの
  - ウ 委員に特別支援教育関係教職員を追加し、定員を7人から12人に変更するもの
  - エ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ア 就学指導委員会委員の名称を教育支援委員会委員に変更するもの

## 22 高松市創造支援センター条例の一部改正について

〔R6. 4. 1から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市創造支援センターの使用料の額を改定するため、改正するもの

### (1) 創造支援室の使用料の額を改定するもの

#### ア 創造支援室1及び創造支援室2

現 行		改定後
16,850円	→	25,270円

#### イ 創造支援室3から創造支援室6まで

現 行		改定後
4,650円	→	6,970円

## 23 高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例の廃止について

〔R6. 1. 1から施行〕

高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場について民間活用を実施するため、廃止するもの

### (1) 高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場について民間活用を実施するため、廃止するもの

## 24 高松市文化芸術ホール条例の一部改正について

〔R6. 4. 1から施行〕

高松市文化芸術ホールで備える設備、器具等について、開館後におけるその利用実態、老朽化の状況、故障発生時における修繕部品調達の可能性等に基づき、当該ホールで備えるべき設備、器具等、その使用料を見直すため、改正するもの

### (1) 設備、器具等使用料を見直すもの

25 高松市歴史資料館条例等の一部改正について

〔R6. 4. 1から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市歴史資料館等の観覧料及び使用料の額を改定する等のため、改正するもの

(1) 高松市歴史資料館条例の一部改正

高松市歴史資料館の観覧料の額を改定するもの

現 行				改定後	
一 般	個 人	200円	→	300円	
	団 体	160円	→	240円	
大学生	個 人	150円	→	200円	
	団 体	120円	→	160円	

(2) 高松市菊池寛記念館条例の一部改正

高松市菊池寛記念館の観覧料の額を改定するもの

現 行				改定後	
一 般	個 人	200円	→	300円	
	団 体	160円	→	240円	
大学生	個 人	150円	→	200円	
	団 体	120円	→	160円	

(3) 高松市石の民俗資料館及び石匠の里公園条例の一部改正

ア 高松市石の民俗資料館の観覧料の額を改定するもの

現 行				改定後	
一 般	個 人	200円	→	300円	
	団 体	160円	→	240円	
大学生	個 人	150円	→	200円	
	団 体	120円	→	160円	

イ 企画展示室等使用料には冷暖房装置使用料を含むこととし、使用料を1時間当たりの額に改定するもの

ウ 企画展示室等において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている使用料は徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

エ 企画展示室等において使用時間に1時間未満の端数が生じた場合、その端数時間を1時間とみなすこととするもの

オ グランドピアノの使用料の額を改定するもの

現 行 3, 1 3 0 円 → 改定後 3, 1 2 0 円

カ 所要の規定整備をするもの

(4) 高松市香南歴史民俗郷土館条例の一部改正

- ア 高松市香南歴史民俗郷土館の利用に入館料は不要だが、特別企画展示の観覧には観覧料が必要であることを加えるもの
- イ 特別企画展示観覧料について定めるもの
- ウ 特別企画展示観覧料の返還について定めるもの
- エ 特別企画展示観覧料の減免について定めるもの
- オ 特別企画展示観覧料の額を定めるもの

一 般	個 人	3 0 0 円
	団 体	2 4 0 円
大学生	個 人	2 0 0 円
	団 体	1 6 0 円

カ 研修室使用料には研修室冷暖房装置使用料を含むこととし、使用料を1時間当たりの額に改定するもの

キ 研修室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている使用料は徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

ク 研修室において使用時間に1時間未満の端数が生じた場合、その端数時間を1時間とみなすこととするもの

ケ 市民ギャラリー使用料の額を1時間当たりの額に改定するもの

現 行 1 日 5, 2 3 0 円 → 改定後 1 時間 6 7 0 円

コ 所要の規定整備をするもの

(5) 高松市讃岐国分寺跡資料館条例の一部改正

ア 高松市讃岐国分寺跡資料館の観覧料の区分に大学生を加え、その額を定めるとともに一般の観覧料の額を改定するもの

現 行				改定後	
一 般	個 人	1 0 0 円	→	2 0 0 円	
	団 体	8 0 円	→	1 6 0 円	
大学生	個 人	-	→	1 5 0 円	
	団 体	-	→	1 2 0 円	

イ 研修室使用料の額を改定するもの

現 行		改定後
4 1 0 円	→	2 7 0 円

## 26 高松市塩江美術館条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1 から施行〕

受益者負担の適正化を目的として、高松市塩江美術館の使用料の額を改定するため、改正するもの

- (1) ホール及び陶芸室において冷暖房装置を使用する場合に別に徴収することとしている使用料は徴収しないこととするため、当該使用料の額を定める規定を削るもの

## 27 高松市手数料条例の一部改正について

〔R 6. 4. 1 から施行〕

本市が独自に運用している農地台帳による証明等については、これまで、その手数料を無料としていたが、国の要請や全国的な動向を踏まえ、証明等は全国農業会議所が管理運用をしているシステムによることとし、当該システムの利用による証明等については受益者負担の考えにのっとり、その手数料を徴収することとする等のため、関係条文を整備するため、改正するもの

- (1) 高松市農業委員会が行う次の証明について証明手数料を徴収することとするもの
- ア 農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づく同法52条の2で定める農地台帳（以下「農地台帳」という。）による耕作者が耕作する農地の証明

証明書1通当たり 350円

- イ 農地法第52条の規定に基づく農地台帳による耕作者が耕作する農地面積の証明

証明書1通当たり 350円

- ウ 農地法第52条の規定に基づく農地台帳による賃借権、使用貸借権その他農地の使用又は収益を目的とする権利が設定されていることの証明

証明書1通当たり 350円

- エ 農地法第3条第1項の規定に基づく権利移動に係る許可又は第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に基づく転用に係る許可をしていることの証明

証明書1通当たり 350円

オ 農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定に基づく届出について受理をしていることの証明

証明書1通当たり 350円

カ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第1項の規定に基づく贈与税の納税猶予又は同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明

証明書1通当たり 350円

キ 租税特別措置法第70条の4第22項若しくは第70条の4の2第1項の規定に基づく贈与税の納税猶予又は同法第70条の6第28項又は第70条の6の2第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を適用している場合の農地等についてそれぞれこれらの規定により営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っていることの証明

証明書1通当たり 350円

ク 租税特別措置法第70条の4第27項の規定に基づく贈与税の納税猶予又は同法第70条の6第32項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けた農地等について農業経営を引き続き行っていることの証明

証明書1通当たり 350円

ケ 民事執行法による農地等の売却の処理方法について（平成28年3月30日付け27経営第3195号・27農振第2146号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知）に基づく農地法第3条第1項若しくは第5条第1項の許可を要する農地等又は同法第3条第1項第13号の規定による届出をした場合には許可を要しないこととなる農地等についての競売に係る農地の買受適格を有するものであることの証明

証明書1通当たり 350円

コ 農地法第52条の規定に基づく農地法の適用を受けない土地であることの証明

証明書1通当たり 1,000円

サ 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく許可において許可条件とされている転用目的のための工事が完了していることの証明

証明書1通当たり 1,000円

(2) 高松市農業委員会が行う次の書類の交付について交付手数料を徴収することとするもの

ア 農地法第52条の規定に基づく農地台帳による農地について記録されている事項の交付

証明書1通当たり 350円

(3) 介護保険課が行う次の事務について許可等申請手数料を徴収することとするもの

ア 指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査

1件当たり 1万円

イ 指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査

1件当たり 1万円

(4) 介護保険課が行う次の事務について許可等申請手数料を廃止するもの

ア 指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査

イ 指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請に対する審査

## 28 高松市火災予防条例の一部改正について

〔R6. 1. 1から施行〕

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準並びに固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関する基準を見直す等のため、改正するもの

(1) 省令の一部改正に伴い蓄電池設備の基準を見直すもの

ア 蓄電池設備は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすることとするもの

イ 蓄電池設備のうち蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものは、アの規制の対象から除くこととするもの

ウ ア・イの場合において、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上又は台上に設けなくてもよいこととするもの

エ 屋外に設ける蓄電池設備等について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするればよいこととするもの

オ 屋外に設ける蓄電池設備については原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を保たなければならないが、不燃材料で造られている等一定の要件を満たすときは当該離隔距離を保つ必要がないこととするもの

- (2) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離について定めるもの
- (3) キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととするもの
- (4) 火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととするもの

## 29 第7次高松市総合計画基本構想の策定について

令和6年度から令和13年度までの8年間の計画の期間とする第7次高松市総合計画基本構想を策定するもの

## 30 議決の変更について

令和4年3月24日に議決を経た工事請負契約（高松市文化芸術ホール改修工事）（令和5年2月21日、地方自治法第180条第1項の規定による工事請負契約の契約金額の変更に係る専決処分）について、物価水準等の変動により、契約金額が不適当なものとなったとしてなされた受注者からの請求に基づく協議等に伴い、変更するもの

	変更前	変更後
・契約金額	4,226,767,160円	4,389,877,800円

【参考】令和4年3月24日の議決における契約金額4,224,000,000円

## 31 議決の変更について

平成29年3月22日に議決を経た公の施設の指定管理者の指定（高松市塩江湯愛の郷センター及び高松市塩江奥の湯公園）（令和3年12月21日変更議決）について、指定の期間を変更するもの

- ・指定の期間 平成29年4月1日から令和6年3月31日まで

↓

平成29年4月1日から令和8年3月31日まで

【参考】平成29年3月22日の議決における指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

### 32 議決の変更について

平成30年12月20日に議決を経た公の施設の指定管理者の指定（高松市香南楽湯）について、指定の期間を変更するもの

・指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

↓

平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

### 33 公の施設の指定管理者の指定について

高松市庵治ほっとぴあんの管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社オクト
- (2) 指定の期間 R6. 4. 1～R9. 3. 31

### 34 公の施設の指定管理者の指定について

高松市香南産地形成促進施設（香南アグリーム）の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 有限会社香南町農業振興公社
- (2) 指定の期間 R6. 4. 1～R11. 3. 31

### 35 公の施設の指定管理者の指定について

高松市岡の上農村公園ほか14公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 株式会社末友造園
- (2) 指定の期間 R6. 4. 1～R11. 3. 31

### 36 公の施設の指定管理者の指定について

高松市総合体育館ほか33施設の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ協会
- (2) 指定の期間 R6. 4. 1～R11. 3. 31

### 37 公の施設の指定管理者の指定について

高松市立東部運動公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

- (1) 指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ協会
- (2) 指定の期間 R6. 4. 1～R11. 3. 31

**38 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立りんくうスポーツ公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 公益財団法人高松市スポーツ協会

(2) 指定の期間 R 6. 4. 1～R 11. 3. 31

**39 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立仏生山公園ほか3公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合

(2) 指定の期間 R 6. 4. 1～R 11. 3. 31

**40 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市立牟礼中央公園ほか5公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 香川県造園事業協同組合

(2) 指定の期間 R 6. 4. 1～R 11. 3. 31

**41 公の施設の指定管理者の指定について**

高松市亀水中央公園の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 株式会社末友造園

(2) 指定の期間 R 6. 4. 1～R 11. 3. 31

**42 公の施設の指定管理者の指定について**

市営住宅朝日町団地ほか29団地の管理を行わせる指定管理者を指定するもの

(1) 指定管理者 日本管財株式会社

(2) 指定の期間 R 6. 4. 1～R 11. 3. 31

#### 43 財産の無償貸付けについて

高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場に係る財産（土地を除く）について、民間のキャンプ場施設として使用するため無償貸付けするもの

(1) 貸付けする財産

ア 建物 9棟

イ 高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場に係る土地及び建物に附属する設備、囲障その他の工作物及び物品の全て

【参考】高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場に係る土地については有償貸付け

(2) 契約の相手方 株式会社イースト

(3) 貸付期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

(4) アに表示する財産の普通財産貸付料基礎額 (令和5年度)

年 額 467,892円

#### 44 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道17路線を認定するもの

・上林町37号線ほか16路線

#### 45 路線の変更について

県道との重複区間となっている市道の路線を廃止すること等に伴い、市道6路線をそれぞれ変更するもの

・鬼無町鬼無23号線ほか5路線

#### 46 専決処分の承認について

高松市牟礼町大町2094番4地先において発生した下水道用マンホール蓋の管理瑕疵による車両損傷事故について、早急に相手方への補償を行うため、損害賠償の額を決定するとともに、相手方と和解するため、去る11月7日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は相手方車両の損傷に係る損害額81万2,614円及び本件事故が原因で当該車両を使用できなくなったことにより生じた損害に対し、202万700円をそれぞれ相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係の存しないことを確認する。

#### 47 専決処分の承認について

高松市内において発生した下水道管の閉塞による事業所への溢水事故について、早急に相手方への補償を行うため、損害賠償の額を決定するとともに、相手方と和解するため、去る11月13日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

##### (1) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は相手方物件の損傷に係る損害額367万9,796円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係の存しないことを確認する。